

想いをつなぐ

事業承継 特別保証

事業承継特別保証 3つのポイント

- ① 経営者保証 **不要**
経営者保証コーディネーター^{※1}の確認を受けた場合
- ② 信用保証料を最大 **55%** 割引
- ③ プロパー借入金も **借換** 可能

ご利用はお近くの金融機関窓口にご相談いただくか、または鹿児島県信用保証協会までお問い合わせください。



かごんまの色

このパンフレットは「かごんまの色まっぼしトーン」を使用し制作しています

【お問い合わせ】



一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

経営支援部 099-223-0274

～ User's eyes ～ (事業承継特別保証をこ)

有限会社 南部基礎

住所 鹿児島市坂之上四丁目5-14

代表取締役 山口 和也 様 (77歳) (写真右)

専務取締役 山口 健太郎 様 (50歳) (写真左)



<写真撮影時にマスクを外していただきました>

≪業歴・業種≫

昭和51年	創業
平成2年	狭隘化により現所在地へ事務所移転
平成27年	後継者(山口健太郎専務)入社
平成28年	老朽化により事務所建替え 設備大幅入替・増強
平成29年	指宿SR沿いに2,500坪の資材置場購入
令和元年	設備増強
令和2年3月	事業承継計画策定開始
令和2年9月	事業承継特別保証利用
令和4年8月	事業承継予定

経緯・課題

国内最大手の基礎建設会社の下請け工事を中心に、県内では天文館(千日町1・4番街区)再開発事業など、比較的大規模な開発を手掛ける基礎工事業者。

山口代表が70歳を超えた頃、設備の更新時期が到来、対して足許の受注状況は頭打ちの状況にあった。

代表の長男である山口専務は、当時、設計会社に従事していたため、山口代表としては無理強いをするつもりもなく、廃業も視野にいれていた。

転機は、代表者の妻女による山口専務へのアプローチにより、平成27年に山口専務が後継者として入社したこと。

後継者決定を受けて実施した積極的な設備投資が功を奏し、近年業績は良好に推移中。

事業承継は今年度中に実施予定であったが、コロナ禍の経済動向を勘案し1～2年先送りとした。早ければ来年には正式に事業承継を実施したい。

事業承継特別保証の取組・感想

令和2年9月融資実行(期間7年、据置無)

資金使途: 運転資金、既保証及びプロパー借換
(山口代表より)

コロナ禍にあって先行きが不透明であったものの、事業承継を間近に控えていたため、新たな資金の調達には消極的であった。そのような中、経営者保証を不要としながら、運転資金が調達でき、なおかつ借入金の一本化ができる本資金は、当社にとってベストマッチの資金調達となった。

これも、信金さんが制度創設前から準備を進めてくれ、融資実行までフォローしてくれたおかげであり、非常に感謝している。おかげで手許流動性を高めることができ、現在は積極的な受注活動が再開できている。

また、健全な業績を維持すれば、経営者保証を取らない資金調達が今後も可能であることを、後継者と共に認識できたことも、大きな収穫となった。
(後継者山口専務より)

叩き上げでない以上、現場の経験が足りておらず、真の事業承継にはまだ時間がかかるが、代表が40年かけて築いた基盤を毀損しないよう、取引先との関係性や従業員雇用をしっかりと維持していくことを当面の目標として取り組みたい。

支店長より一言

日頃からの日常対話を通じ承継の話をお聞きしていたことが、スムーズな新制度のご提案に繋がったと感じています。新制度を活用し、事業承継のお手伝いできたことで、当店の担当も一回り成長させていただきました。



鹿児島信用金庫 谷山支店兼坂之上支店
久保 佳介 支店長

利用いただいた皆さまに感想を聞いてきました)

株式会社 沖宣工社

住所 鹿児島市錦江町3-26

代表取締役 沖田 幸一 様 (64歳) (写真前列中央)

後継者 沖田 祐貴 様 (33歳) (写真前列左)

後継者 沖田 真奈美 様 (写真前列右)

(写真後列は従業員の皆さま)



<写真撮影時にマスクを外していただきました>

<<業歴・業種>>

昭和61年10月 創業 (鹿児島市吉野町)
平成元年 事務所兼工場新設 (鹿児島市坂元町)
平成14年 後継者 (沖田真奈美氏) 入社
平成19年 株式会社へ商号変更
平成19年 後継者 (沖田祐貴氏) 入社
平成27年 新社屋完成 (現所在地移転)
令和元年 事業承継計画策定開始
令和2年5月 **事業承継特別保証利用**
令和3年10月 事業承継予定

経緯・課題

大手ゼネコン等のサイン工事を中心に、看板の制作設置、イベント設営、イルミネーション施工等を手掛ける看板製造業者。「沖宣工社なら安心して任せられる」と頼りにされる存在であるべく、企画から制作・設置まで一貫した自社施工体制を強みとし、徹底した顧客主義を信念に事業継続中。

沖田代表は若くして独立を果たしたが、自身が独立した年齢(31歳)に長男の沖田祐貴氏がなったことを機に、事業承継を決意。

先に入社していた長女沖田真奈美氏を加えた2名を後継者に指名。近年加速度的に変化している事業環境に対応するため、新しい発想を社内に醸成し、時代の先を行く経営を行うことを狙いとし、事業承継を計画した。

令和3年、当社が誕生した日である10月1日に事業承継を実施する予定。

事業承継特別保証の取組・感想

令和2年5月融資実行 (期間5年、据置無)

資金使途: 運転資金、既保証2口借換

(沖田代表より)

今年の初めより、信金さんより本資金の活用について提案があった。その後も担当者が何度も足を運んでくれ、丁寧に資金の有用性について説明してくれたことが融資を受ける決め手となった。

経営者保証を不要とする資金であることに加え、保証料の軽減措置により調達コストも低く抑えられることにメリットを感じた。事業承継を目の前にして何かと不安なことも多いが、本資金のおかげで資金繰りを更に安定させることができた。

近年は増収基調を継続、財務基盤も安定したため、事業承継のタイミングとしてベストであり、計画どおりに世代交代を果たしたい。

(後継者沖田真奈美氏より)

代表が築いたサイン工事の事業基盤のおかげで、イルミネーション事業など新しいことにもチャレンジできている。今後は、自社の強みである企画提案力と機動力で、既存事業との相乗効果を狙いたい。

支店長より一言

本資金の取扱い開始前の段階より、担当者からご提案させていただきました。お客様に寄り添い、対話を重ねたことで、潜在的なニーズを満たすことができたと思っています。今後も事業承継の円滑な実施に向けお手伝いさせていただきます。



鹿児島信用金庫 上町支店
原口 光一 支店長

事業承継特別保証制度の概要

資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・資格要件(1) 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。 ・資格要件(2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した、事業承継日から3年を経過していない法人。 <p>上記のいずれかの対象者であって、次の①から④までに定めるすべての要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資産超過であること ② EBITDA 有利子負債倍率*2が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと 										
保証限度額	2億8,000万円（うち、無担保限度額8,000万円）										
対象資金	事業資金 個人保証を提供しているプロパー借入金の借り換えも可能 （資格要件(2)によるお申込みの場合は事業承継前の借入金に係る借換資金に限る）										
	対象となる資金	借換え						ニューマネー (増額借換えを含む)			
		個人保証を提供している 事業承継前の借入	事業承継後の借入								
資格要件(1)	○						-				○
資格要件(2)	○						×				×
信用保証料率(%)	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	通常	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	経営者保証コーディネーター*1 による確認を受けた場合	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	
保証期間	①一括返済の場合1年以内 ②分割返済の場合10年以内（据置期間は1年以内）										
保証人	不要				融資利率			金融機関所定利率			
担保	必要に応じて徴求				申込方法			金融機関経由 (与信取引のある金融機関に限る)			
添付資料	信用保証協会所定の申込書類のほか、次の資料を添付してお申込下さい。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継計画書 ・財務要件等確認書 [既往借入金を借り換える場合] <ul style="list-style-type: none"> ・借換債務等確認書 [既往借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含む場合] <ul style="list-style-type: none"> ・他行借換依頼書兼確認書 [経営者保証コーディネーター*1による確認を受け、信用保証料率の優遇を受ける場合] <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継時判断材料チェックシート 										

※1 経営者保証コーディネーター

（公財）かごしま産業支援センター内の鹿児島県事業承継支援事務局*3に設置され、経営者保証解除を支援する専門家のこと。出張相談にも対応している。

※2 EBITDA 有利子負債倍率

= (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)

※3 鹿児島県事業承継支援事務局

事業承継でお困りの中小企業・小規模事業者に対して、事業承継・経営改善などの実務に精通し「かごしま中小企業支援ネットワーク」に登録されている専門家（税理士・中小企業診断士・弁護士など）を無料（原則3回／年）で派遣して、円滑な事業承継をサポートする公的機関。

【お問い合わせ】鹿児島県事業承継支援事務局 099-219-8123

<参考：国の経営者保証解除に向けた取り組みについて>

本制度を含む国の事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策については、中小企業庁のHPをご覧ください。(https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/hosyoukaijo/index.htm)

鹿児島県信用保証協会



経営支援情報を配信中！



鹿児島ユナイテッドFC
KAGOSHIMA UNITED FC

鹿児島県信用保証協会は、「鹿児島ユナイテッドFC」を応援しています。